狭あい道路の拡幅整備にご協力ください

安全で心地よい
快適な街づくりのために

富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例
「狭あい道路拡幅整備事業」

富士市

道路はみんなの生活空間の一部です

≪安全で心地よい快適な街づくりは、広く使いやすい道路づくりから≫

道路の果たす役割は単に人や車の通行に止まらず、日照・通風といった住環境の改善や、消防・救急活動の円滑化など、さまざまな役割を担っています。

しかし、現在私たちが利用している道路には、住環境や防災上の問題点が多い狭あい道路（幅員４メートルに満たない道路）が多く残っています。

そこで、安全で心地よい快適な街づくりのためには、狭あい道路の拡幅整備をすすめていかなければなりません。

狭あい道路にはこんな問題が・・・

◎救急車や消防車が入りにくい。
◎災害時の避難に支障がある。
◎火災時に延焼しやすい。
◎日当たりや風通しが悪い。
◎歩きにくく、自転車も走りにくい。

≪道路を広げるには、みなさんの協力が必要です≫

狭あい道路の問題を解決するには、道路を広げなくてはなりません。そこで、市では「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」を制定し、「狭あい道路拡幅整備事業」を行い、安全で心地よい快適な道路づくり・まちづくりをすすめていきます。

この事業では、狭あい道路に接した敷地で建築物の新築・増築等を行う際に、建築主等の協力と理解を得て、門や塀などの位置を後退していただき、市で４メートルの幅まで道路を広げる整備を行います。また、建築行為が伴わない場合や交差点から交差点までの連続した区間においても、所有者等からの申し出により、同様の拡幅整備を行います。

なお道路の拡幅整備を進めるために、公道沿いで、後退した部分の用地を市に寄附していただいた場合には、門や塀などの除却費等の一部を助成します。また、交差点の隅切り部分の用地についても奨励金の交付を行います。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

このような敷地が拡幅整備の対象です

≪整備の対象≫

◎一般の通行に使用されている幅員４メートル未満の道路に接している敷地の道路後退部分。（法第４２条第２項の道路のみなし境界線と既存の道路の境界線との間の土地）
◎幅員４メートル未満の道路が１２０度未満の角度で交わる敷地の角部分。（隅切り用地）
◎市長が特に必要と認めたもの。

≪事業概要図≫

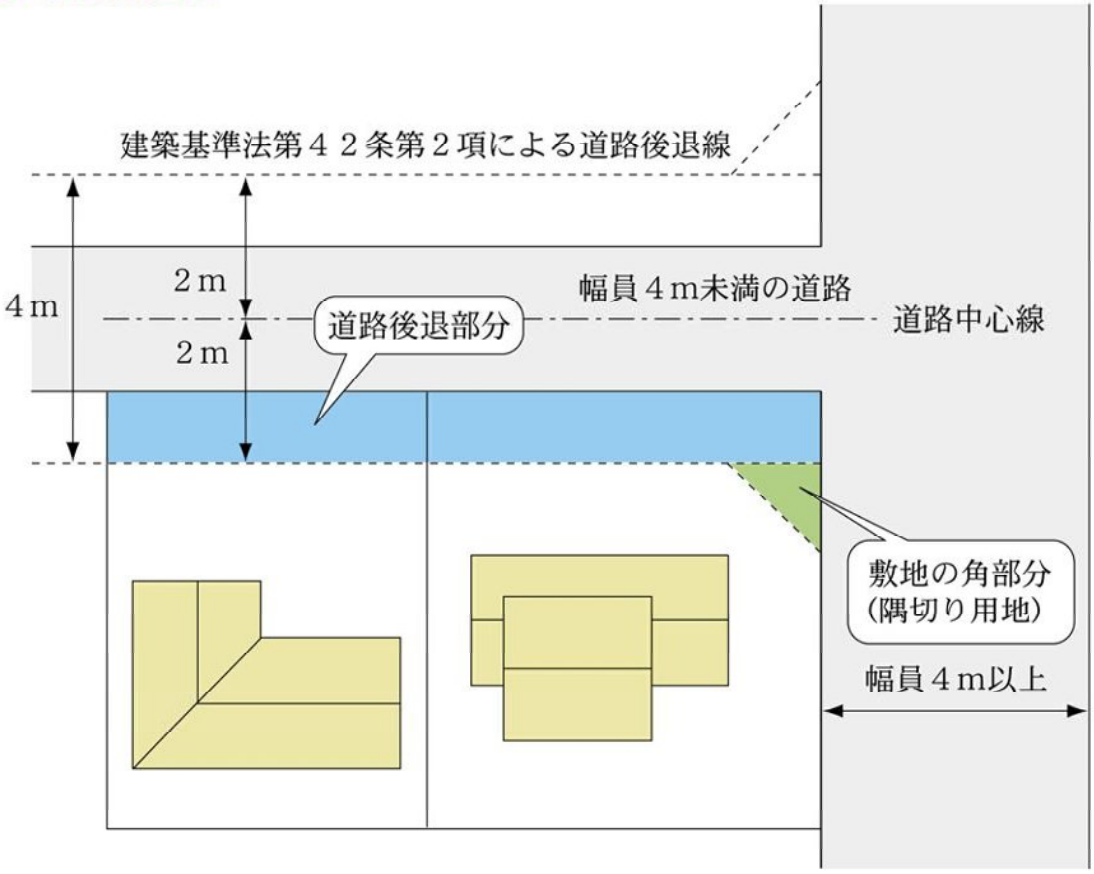

この部分には、支障物（門、塀、生垣等）を設けることはできません。

●建築基準法第４２条第２項道路（昭和２５年１１月２３日制定）
　建築基準法が制定されたとき、建物を建てるための道路の幅員は最低４メートルと定められましたが、その時点で一般の通行に使用されていて、建物が立ち並んでいる１．８メートル以上４メートル未満の道路も、将来中心から２メートル後退し、４メートルの道路とすることで４メートルの道路とみなしました。これが建築基準法第４２条第２項の道路です。

※狭あい道路の反対側が、がけ地や川等の場合、反対側の道路境界線から４メートルの一方後退となります。

事前協議により拡幅整備を進めます

≪一つの敷地ごとの場合≫

※建築行為を伴う場合

狭あい道路に接して建物を建てたり増改築する場合は、建築確認申請の３０日前までに、道路後退や拡幅整備について事前協議を行います。

後退用地の整備工事は、建物の建て替えなどの時に、一つの敷地ごとに市が施工していくもので、整備した部分は一時的に凸凹した形になりますが、道路に面した建物がすべて建て替えられた時には、幅員４メートルの道路となることを目指して行うものです。

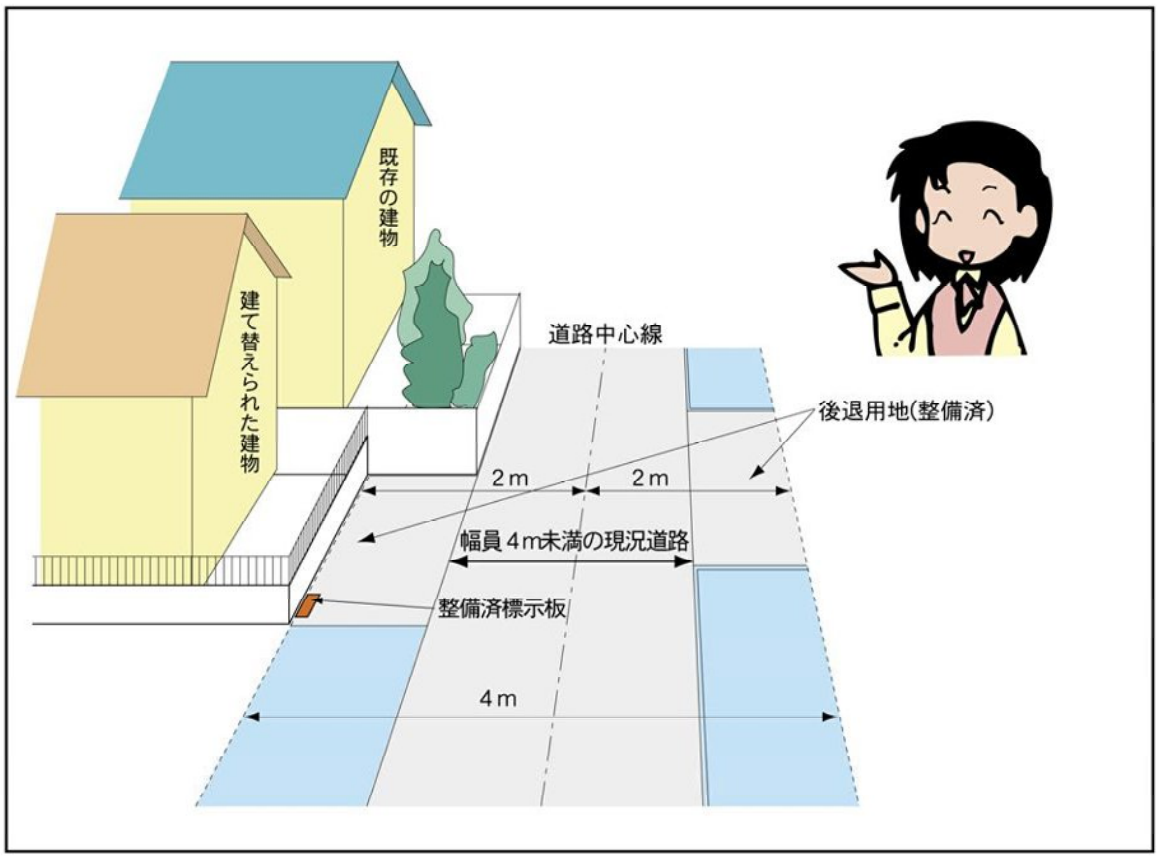

※建築行為を伴わない場合

既に建築物の建て替えを終えてしまった方や、当面は新築や増改築の予定がないなど、建築行為を伴わない場合でも、後退用地の整備を希望する方には、道路後退や拡幅整備についての事前協議を行い、整備を進めていきます。

●固定資産税などの減免手続き

後退用地等を整備した場合、市が固定資産税等の減免手続きを行います。

●整備済標示板の設置

皆さんの協力により、整備が全て完了した場合には、後退部分に「整備済標示板」を設置します。

≪一路線単位の場合≫

地域のみなさんのご協力が得られ、一路線単位の拡幅整備をしていく場合には、地域の代表の方と事前協議を行い、整備を進めていきます。

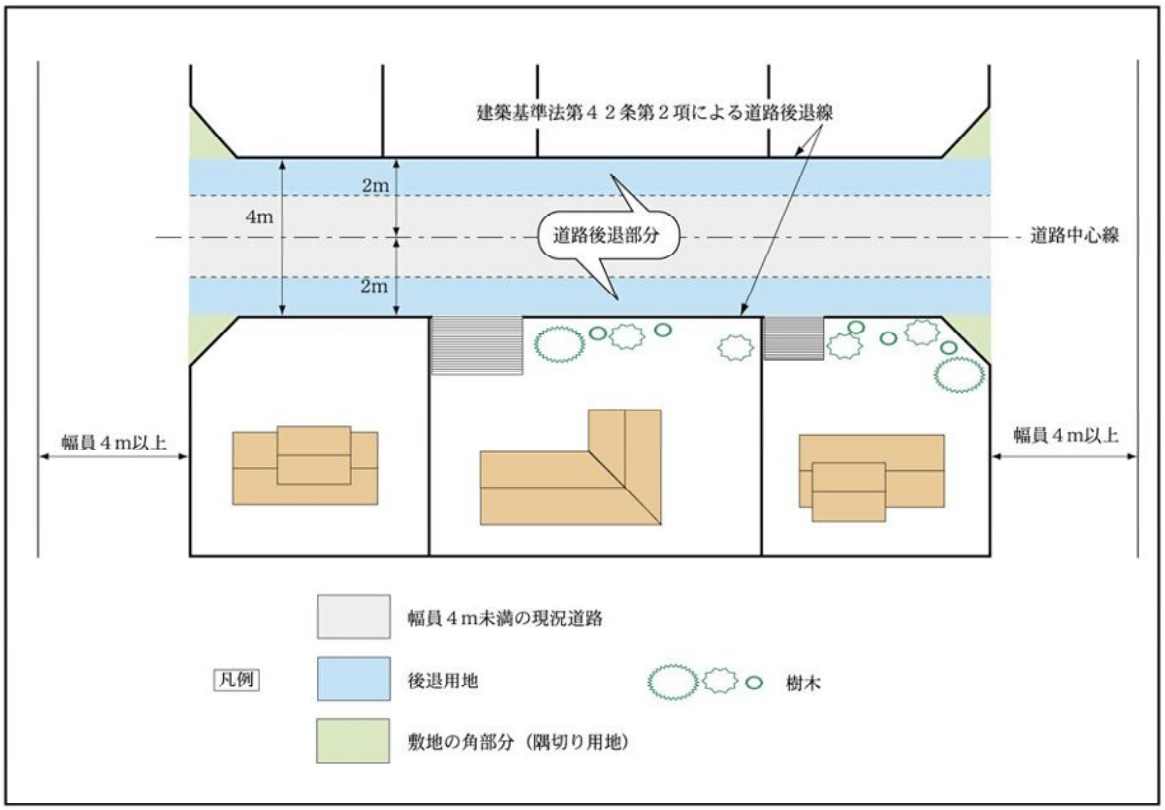

≪市が行う整備の項目と内容≫

☆　公道への寄附または使用・整備承諾が行われた場合　☆

種　　別	内　　容
舗装、見切り縁の設置及び側溝の移設	舗装工事は、後退用地等と接する道路の舗装種別と同等の施工を行います。 後退用地等境界線に必要に応じて見切り縁を設置します。 側溝の移設工事は、路線単位で移設できる場合に行います。
汚水ます等の移設	舗装工事に伴い、汚水ます、雨水ます及び水道メーター等を後退移設します。
測量	道路中心線及び後退用地等の確定のための測量をします。
分筆登記及び所有権移転登記	後退用地等の登記手続を行います。
電柱等の移設	道路の拡幅に伴う電柱等の後退移設依頼を行います。

条例の一部を紹介します

富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例（抜粋）

（目的）

第１条　この条例は、市民の理解と協力の下に、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定めることにより、良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（拡幅整備の方針）

第３条　狭あい道路の拡幅整備は、連続する区間又は一敷地ごとに行うものとする。

（建築主等の責務）

第６条　建築主及び所有者等（以下「建築主等」という。）は、拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

（事前協議）

第７条　建築主は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前に後退用地等に関し、規則で定めるところにより市長と協議を行わなければならない。

(1)　法第６条第１項（法第８８条において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請

(2)　法第６条の２第１項（法第８８条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出

(3)　法第１８条第２項（法第８８条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築計画の通知

２　所有者等（前項の協議に係る建築主を除く。）は、後退用地等の利用の方法、形態等を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長と協議を行うものとする。

（拡幅整備）

第８条　市長は、前条の協議に係る後退用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより当該後退用地等の拡幅整備を行うことができる。

(1)　市に寄附されたとき。

(2)　一般交通の用に供すること及び拡幅整備を行うことの建築主等の承諾があったとき。

（助成金及び奨励金）

第９条　市長は、建築主等が第７条の協議に係る後退用地等を市に寄附した場合において、当該後退用地等について拡幅整備のために必要な物の除却又は移設工事等を行ったときは、規則で定めるところにより、当該物の除却又は移設工事等を行ったものに対し、その要した費用について助成金を交付することができる。ただし、当該物の除却又は移設工事等に関し同様の助成金その他の金銭給付を受けることができるときは、助成金の全部又は一部を交付しないことができる。

２　市長は、建築主等が第７条の協議に係る後退用地等のうち、隅切り用地を市に寄附した場合は、規則で定めるところにより、当該隅切り用地の所有者に対し奨励金を交付することができる。

助成の対象は次のとおりです

≪市が助成する項目と助成金額≫

整備対象の道路後退用地が、市に寄附された場合に限り、建築主や土地所有者の方が道路後退用地等内にある門や塀などを除却していただいた費用や、後退後に新設する見切り縁や擁壁などの費用の一部を助成します。

項目		内容	単位		金額（円）
見切り縁	新設費	後退後の建築敷地に見切り縁（鉄筋コンクリート造）を新設する費用	１メートル当たり		６,６００
フェンス、塀、門等	除却費	後退用地等内にあるフェンス、塀、門等を除却し、道路築造に支障のない形態とする除却費用	１メートル当たり		３,２００
樹木	除却費	後退用地等内にある樹木の除却費用	低木１本当たり		６００
			中木１本当たり		１,１００
			高木１本当たり		４,３００
	移植費	後退用地等内にある樹木の移植費用	低木１本当たり		９００
			中木１本当たり		２,９００
			高木１本当たり		１１,９００
生け垣	除却費	後退用地等内にある生け垣の除却費用	１メートル当たり		１,３００
	移植費	後退用地等内にある生け垣の移植費用	１メートル当たり		４,０００
擁壁	除却費及び新設費	後退用地等内にある擁壁の除却及び道路後退整備後の敷地内に新設する費用	１メートル当たり	高さ0.5メートル以上1.5メートル未満	３０,０００
				高さ1.5メートル以上2.5メートル未満	４４,０００
				高さ2.5メートル以上	６０,０００
事務手続費		助成金の申請手続に係る費用	１敷地当たり		３０,０００

※注　意

1　低木は高さ１.０メートル未満、中木は高さ１.０メートル以上とし、高木は高さ１.０メートル以上で幹周り１５センチメートル以上とします。

2　新設費用の助成期間は、建築行為を伴う場合は建築完了検査済証交付後１年以内とし、建築行為を伴わない場合は事前協議済通知書の交付後１年以内とします。

3　擁壁に係る助成金の最高限度額は、１５０万円とします。また、擁壁が除却のみの場合は所定の助成金の１０分の１の額とし、新設のみの場合は所定の助成金の１０分の９の額とします。

4　助成金の総額（擁壁及び事務手続費に係る助成金を除く。）は、後退用地が道路に接する部分の長さ１メートル当たり２万５,０００円を乗じて得た額を上限とします。

5　助成金の合計金額に１,０００円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てて算定します。

※奨励金

隅切り用地を寄附していただける場合には奨励金を支給いたします。

拡幅整備事業はこうして進められます

●一つの敷地ごとの場合

事前相談
建物を建てる計画があるときは、まず市役所に建物・道路についてご相談下さい。狭あい道路の調査を行います。

事前協議
① 事前協議書の提出…建築主の方から市へ提出していただきます。
② 整備協議…後退用地の区域・道路の舗装等整備内容の協議をします。
③ 助成項目の協議…工作物の除却等の助成項目の対象について協議をします。
④ 管理について…後退用地の寄付を受け市で管理するのか、または土地所有者の方が管理するのかを協議します。

事前協議書提出

測量 現場調査
事前協議に基づき、道路中心位置・道路後退部分の確定(測量委託)及び現場調査を市で行います。

(30日以上)

協議成立
市と建築主の方とで協議書を取り交わし、整備工事関連手続・助成金交付手続を行います。

建築確認申請
協議成立後、建築主の方が建築確認申請を行います。
(建築確認申請の伴う場合のみ)

助成工事(私工事)
助成工事…建築主の方が施工する構築物等(外構)の除却・新設工事です。

分筆 所有権移転
道路後退部分・隅切り部分の分筆手続を市が行います。
寄附の場合は、所有権の移転手続を市が行います。

助成金交付 奨励金交付
市で助成工事の完了の確認を行います。
市から建築主の方へ助成金の交付を行います。
市から土地所有者の方へ隅切り奨励金の交付を行います。
(隅切りのある場合)

市整備工事
道路整備工事…道路後退部分の舗装等の工事を市が行います。

工事完了
道路整備工事が完了後、市が道路後退部分に整備済標示板を設置して終了です。

●一路線単位の場合

交差点から交差点までの後退用地の整備のすすめ方については、建築指導課まちなみ整備担当までご相談ください。

お問い合わせは
富士市都市整備部建築土地対策課　開発調整担当
〒417−0801　富士市永田町一丁目１００番地　　0545−55−2903